

## 海洋開発重点戦略骨子（案）

1. はじめに
  - 1-1. 現状認識
  - 1-2. 海洋開発重点戦略の必要性と位置付け
2. 重要ミッション（海洋開発重点施策）についての基本的な方針
3. 海洋開発重点施策の内容及び目標（重要ミッション毎の具体的な戦略）
  - 3-1. 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進
  - 3-2. 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
  - 3-3. 洋上風力発電の排他的経済水域（EEZ）展開に向けた制度整備の推進
  - 3-4. 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進
  - 3-5. 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握
  - 3-6. 北極政策における国際連携の推進等
4. 海洋開発重点施策の実施に関し必要な事項
  - 4-1. 体制
  - 4-2. 工程表
  - 4-3. フォローアップ

## 1. はじめに

### 1-1. 現状認識

- ・我が国は四面環海、世界第6位の管轄海域を有する海洋大国。
- ・人口減少・労働力不足など、社会的な課題の深刻化が懸念されている一方で、脱炭素社会の実現などの社会的要請も高まっている。さらに、我が国の周辺海域を取り巻く情勢等を背景に、安全保障・経済安全保障の重要性も一層高まっている。
- ・海洋の開発・利用は、我が国の経済社会の存立の基盤。近年、海洋開発を支える自律型無人探査機（AUV）、浮体式洋上風力発電やレアアース泥の採掘技術等の海洋関連技術の進展等により、我が国の海洋開発は、ニーズ・シーズの両面から、新たな局面・段階に入りつつある。
- ・こうした中、経済社会を大きく変革する可能性のある新技術や、市場の飛躍的な成長が期待される分野など、いわゆるフロンティアの開拓を進めていくことが肝要。
- ・フロンティアである海洋の無限の可能性を我が国の成長に活かしていくことが今こそ求められており、そのために、海洋の開発・利用を戦略的かつ強力に進める必要がある。

### 1-2. 海洋開発重点戦略の必要性と位置付け

#### ○海洋開発重点戦略の必要性：

- ・1-1の現状認識を踏まえ、国益の観点から特に重要であって、各府省の取組に横ぐしを刺し、府省横断で取り組むべき施策について、その強力な推進を図る必要がある。
- ・このため、海洋政策の司令塔である総合海洋政策本部が複数年度を視野に入れた海洋開発重点戦略を策定し、必要な予算を確保して、我が国の海洋開発の拡大を加速させることが必要。

#### ○海洋基本計画との関係性、海洋開発重点戦略の役割

##### ・海洋基本計画：

海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

政府の海洋関連施策を網羅的に取りまとめるとともに、海洋政策全体の大きな方向性を定めるもの。

##### ・海洋開発重点戦略：

海洋基本計画のうち、フロンティアである海洋の持続可能な開発及び利用を通じた海洋立国の実現に向けて、我が国の総合的な国力の向上その他の国益の観点から特に重要であって、各府省の取組に横ぐしを刺し、府省横断で取り組むべき重要ミッション（海洋開発重点施策）の実現のための戦略。

## 2. 重要ミッション（海洋開発重点施策）についての基本的な方針

○海洋開発重点戦略に基づく施策の実施により達成しようとする目標・使命：

第4期海洋基本計画の大きな2つの柱である「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」を通じた海洋立国の実現

○重要ミッション（海洋開発重点施策）の選定基準：

上記使命を達成するため、「安全保障・経済安全保障の強化」、「経済成長への貢献」及び「社会的課題の解決」を目指し、これらへの貢献度が高く、社会実装・産業化・国際展開等の観点から、府省横断で戦略的かつ強力に取組を進めるべきものを選定する。選定にあたっては、総合海洋政策本部参与会議の議論を経て、総合海洋政策本部の了承を得るものとする。

○重要ミッション（海洋開発重点施策）の推進に当たっての基本方針：

- ・総合海洋政策本部を司令塔とし、その実務を担う内閣府総合海洋政策推進事務局が中心となって、府省横断的かつ関係機関等と連携して取組を推進する。その際、宇宙政策等の他の分野との連携を図るとともに、他府省等における事業との重複を排除する。
- ・戦略の策定及び実施に当たっては、参与会議をはじめとする産学の知見を最大限活用する。
- ・毎年度フォローアップを実施し、必要な改善・実施を確保。（4. に詳細記述）

## 3. 海洋開発重点施策の内容及び目標（重要ミッション毎の具体的な戦略）

- 3-1. 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進
- 3-2. 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
- 3-3. 洋上風力発電の排他的経済水域（EEZ）展開に向けた制度整備の推進
- 3-4. 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進
- 3-5. 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握
- 3-6. 北極政策における国際連携の推進等

※6つの重要ミッションそれぞれについて、下記①～⑤を明記。

- ①背景・現状及び施策の必要性
- ②達成すべき目標（達成時期を明記）
- ③取組の方向性（戦略・工夫・アプローチ等）
- ④関係者の役割分担

：内閣府の果たす役割と、関係省庁が担う役割について明記。

- ⑤主な成果指標（時期を明記）

#### 4. 海洋開発重点施策の実施に関し必要な事項

##### 4-1. 体制

個々の海洋開発重点施策毎の担当参与及び担当参事官を明確にすること、  
参与会議・PTの活用等について記載

##### 4-2. 工程表

3. において記載した具体の取組を着実に実行していくため、工程表により進捗を管理していく旨を明記した上で、別紙として工程表を定める

##### 4-3. フォローアップ

- ・海洋開発重点戦略に基づく施策が着実に実施され、重要ミッションの実現に向けた進捗が図られているかどうかを確認するため、参与会議の知見を得て、毎年度フォローアップを行うとともに、フォローアップの結果や海洋を巡る情勢の変化等を踏まえ、重要ミッション（海洋開発重点施策）の見直しを含めた海洋開発重点戦略の改定を必要に応じて実施する。
- ・重要ミッション（海洋開発重点施策）は原則5年で終了することとし、継続する場合も5年を区切りとして、それまでの成果を十分に検証し、必要な見直しを実施すること  
等を明記。